

学校いじめ防止基本方針

秋田県立湯沢翔北高等学校雄勝校

1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）に基づき、本校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

2 いじめの定義と基本的な考え方

(1) いじめの定義

いじめとは、本校生徒が一定の人的関係にある他の生徒から、心理的または物理的な攻撃（インターネットを通じて行われるものを含む）を受けることにより精神的または肉体的な苦痛を感じるものをいう。

具体的ないじめの態様には、次のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

※文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」より

(2) 基本的な考え方

いじめは人間の尊厳を脅かし、人権を侵害するものであり、決して許されない行為である。生徒をいじめから守るために、いじめについて、次のように共通理解することとする。

- ・いじめは、卑劣な行為であり、絶対に許されないこと。
- ・いじめは、どの生徒にも、また、場所を問わず起こりうるものであること。
- ・いじめは、見ようとしなければ見えないこと。
- ・いじめは、加害者と被害者が固定的なものではなく、容易に入れ替わるものであること。
- ・いじめは、加害者と被害者の関係だけでなく、周りではやし立てる生徒、見て見ぬふりをする生徒の存在など、集団全体に関わる問題であること。
- ・いじめは、いじめられる生徒にも問題があるとの考え方をしてはならないこと。

本校では、このような理解に立ち、生徒と生徒、生徒と教職員、保護者と教職員の信頼関係を深め、いじめの未然防止に努めるとともに、日頃から生徒の人間関係を把握し、些細な変化や僅かな兆候を見逃さず、いじめの早期発見に努めることとする。

いじめが起きた際には、いじめを受けた生徒や保護者の心情に寄り添いつつ、いじめた生徒に心からの反省を促し、いじめを受けた生徒が安心して学校生活を送れるように支援することとする。

3 いじめの未然防止のための取り組み

生徒一人ひとりの規範意識を高めるために、保護者や地域との連携を図るとともに、集団の一員としての達成感や成就感を味わうことができるよう、生徒会活動や体験活動等の充実に取り組む。

(1) 保護者や地域との連携

- ・各学校行事等に保護者の参加を促し、本校の取り組みや現状を理解してもらう。また、地域連携の広報に本校の取り組みを紹介し情報提供に努める。
- ・PTAの学級懇談や連絡協議会などで、生徒の生活状況について説明するとともに、保護者や地域の方々からの情報提供を踏まえ、保護者、地域、学校が担うべき役割について共通理解を図る。
- ・学校以外の相談窓口や救済制度などを紹介する。

(2) 生徒会活動の充実

- ・生徒が自主的に行う、いじめ防止に係わる生徒会活動に対する支援を行う。

(3) 体験活動の充実

- ・自己を啓発する意欲と能力を持つ人間の育成を目指して、ボランティア活動、就業体験、修学旅行等の各行事や部活動の充実を図る。

4 いじめの早期発見のための取り組み

生徒の些細な変化を見逃さず、見守っていくために、全職員が積極的に生徒と関わり、信頼関係を構築するように努める。

(1) いじめアンケートの実施

- ・年2回（7月、12月）のアンケート調査をもとに、必要に応じて面談を実施する。

(2) 個人面談及び三者面談の実施

- ・HR担任が年2回（4月、9月）の面接週間での面談や三者面談をとおして、保護者や生徒の悩み、不安等を聞き取る。

(3) 相談窓口の周知

- ・HR担任以外にも相談できるよう、スクールカウンセラー、教頭、学年主任、生徒指導主事、養護教諭も窓口となることを周知する。

5 いじめへの組織的対応

いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処等に関する措置を行うため、「いじめ対策委員会」を設置し、いじめと疑われる相談・通報があった場合には、会議を緊急開催する。

(1) 「いじめ対策委員会」の設置

- ・教頭、生徒指導主事、学年主任、教育相談担当、当該HR担任、養護教諭等で構成する。

※会議の構成員については、事案の状況等に応じて、依頼可能な第三者の参加を含め柔軟に検討したうえ、校長が任命する。

(2) 関係機関及び保護者との連携

- ・状況に応じて、警察、法務局、教育委員会等の関係機関との連携を図る。
- ・保護者には事実を正確に伝え、本校の指導方針等を説明して理解と協力を得られるよう努めるとともに、事後の経過についても適切に情報提供する。

(3) 重大事案への対応

いじめの重大事案を、法第28条を踏まえ、次のとおり定義する。

- 1 いじめにより本校生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じる疑いがあると認めるとき。
- 2 いじめにより本校生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

- ・校長が重大事態と判断した場合は、速やかに県教育委員会に報告し、対応について協議する

6 その他

学校の基本方針が実情に即して効果的に機能しているか、「いじめ対策委員会」の構成員を中心に検証を行い、必要に応じて見直す。

(令和2年4月1日制定)